

平成28年度事業計画書 (案)

- (1) 法人本部ふるさと
- (2) 特別養護老人ホームふるさと
(短期入所生活介護)
- (3) グループホームふるさと
- (4) 第2グループホームふるさと
- (5) 小規模多機能ホームふるさと
- (6) 居宅介護支援センターふるさと

社会福祉法人 ふるさと

社会福祉法人ふるさと 平成28年度事業計画書

1. 基本方針

本年度は、平成27年度の介護報酬のマイナス改定により大幅な減収となった昨年度を乗り越え、新たな歩みを始める年と位置付けられる。その歩みにおいて重要な課題の一つが、医療介護同時改定となる次期30年改正に向け、一旦後退してしまった収益構造を再び堅固なものにすることである。国が、今後もこれまで以上の社会保障費抑制をちらつかせる中、残された期間が28・29年度の2ヶ年しかないことを考えると、その歩みが急がれる。昨年、体質強化策として実施したショートステイの10床入所転換は、狙い通りの成果を上げ、転換後は90%に迫る稼働率となったが、今年度においてもそうした稼働率の向上と新加算の取得が経営基盤強化の鍵となることは言うまでもない。

一方、その業務を支える介護職の人材確保という問題も大きな経営課題として横たわっている。昨年実施した新処遇改善加算による賃金改善や人事考課制度等の導入により、労務環境の改善はやや進んだものの、慢性的な人員不足感からくる肉体的、精神的疲労は業務効率やサービスの質に影響を及ぼしかねないレベルに達しつつある。「人財なくしてサービスなし」を肝に銘じ、今年度も職員教育やメンタルケア等に注力しながら人材確保と育成に取り組みたい。

また、本年度は、社会福祉法が改正され、法人制度が大きく変わる年でもある。これまで社会の中で擁護を必要とする人々に手を差し伸ばしてきた社会福祉法人が、2000年に行われた社会福祉基礎構造改革によって骨抜き状態となり、営利法人と変わらない制度事業に終始するばかりか、根拠なき内部留保問題や、ごく一部の心無い法人による不祥事等で社会的存在意義を問われる状況に陥っている。今こそ、私たち社会福祉法人は、正すべきところは正しながら、社会福祉法人にしか成し得ない、真に社会に貢献する存在として生まれ変わる時にきているのではないか。当法人としても、これまで実施してきた地域への貢献はもとより、本年度より長崎県社会福祉法人経営者協議会が主体となって実施する「生計困難者レスキュー事業」に参画し、法人連携によって地域福祉力の向上に微力ながら貢献したい。

1. 効率的な事業運営による安定的な経営

特別養護老人ホームを中心に、ショートステイ、居宅介護支援事業、グループホーム（2事業所）、サポートセンターの6事業の稼働率の向上と適切な人事労務

管理、並びに合理的な経費管理を行うことにより安定した経営を目指す。そのため、全事業所の主要メンバーが参加する「事業所連絡会議」を有効に運営し、経営感覚ある組織体質づくりを目指す。

2. 利用者本位を基本としたケアの質の向上

利用者本位に立ったケアを基本に、介護職のスキルに合わせて体系化された介護キャリア段位制度を活用し、知識・技能の平準化と、質の高い人材の育成に努める。

3. 職員教育の充実と組織力の向上

中間管理職を中心に組織力の向上を目的とした研修を行う。講師には医療・福祉業界において実績のある外部講師に依頼し、通年で管理職・リーダー職として身につけるべきスキルを学ぶことで、能率性が高くチームワークのとれた職場環境を目指す。

4. 職員満足と勤労意欲の向上

職員満足の高さと利用者本位のケアが両輪となって顧客（家族を含む）の満足度を向上させることができる。介護職の処遇改善施策等を十二分に活用し、地域雇用の場を創出し、労働環境の改善を目指すとともに、キャリアパス制度に沿って職員の自己実現に寄与できる働きがいのある職場づくりを目指す。

5. 法令遵守の徹底

不十分な管理体制によって起こる指定取り消しや労働基準法違反などによる行政処分などの事例が相次いでいる。関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールを遵守した経営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進する。

6. 地域への貢献

社会福祉法人としての地域における役割をこれまで以上に果たしていき、地域にとってなくてはならない社会資源として、また福祉サービスの中核的な担い手として地域福祉の向上に貢献する事業を推進する。

2. 事業所別運営方針

● 特別養護老人ホームふるさと（第一種社会福祉事業）

ショートステイふるさと（第二種社会福祉事業）

1. ユニット型「特別養護老人ホームふるさと」の特性を活かし、誰もが望む「安心して老後の生活をおくれる施設」として、さらにその機能を高め、地域福祉の拠点施設としての役割の維持向上に努める。
2. 在宅サービスとしての「ショートステイ」の有効的な運営と、施設入居待機者の

確保のため積極的な受け入れを行う。

● グループホームふるさと・第2グループホームふるさと

(第二種社会福祉事業)

1. 地域における「認知症ケア」の重要な社会的資源として、利用者様が「地域の中でなにげない日々の暮らしを家庭の延長のようにその人らしくおくれる」施設運営の実現に取り組む。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。

● 小規模多機能ホームふるさと (第二種社会福祉事業)

1. 住み慣れた地域でなじみの関係を保ちながら、在宅で穏やかに暮らし続けることを支援するため、「通い」、「泊り」、「訪問」の3つの機能を駆使し、併設施設である「グループホームふるさと」はもちろん、地域や医療、関係機関と連携しながら、利用者視点に立った総合的かつ臨機応変な在宅サービスを実現する。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。

● 居宅介護支援センターふるさと (公益事業)

1. 介護保険制度の入り口である「居宅介護支援事業者」の役割は大きく、今後も積極的な利用者の拡大とサービス提供に努める。
2. 介護支援専門員を一名増員し、さらなる地域ニーズに対応した支援ができる体制をつくる。
3. 西海市の地域ケア会議への協力を通し、地域包括ケアシステム構築に貢献する。

● サービス付きシニアマンションふるさと (公益事業)

1. 高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心して暮らし続けることができるよう「高齢者の居住の安定確保に関する基本方針」に照らして、適切なサービスの提供と運営に努める。
2. 併設施設である「小規模多機能ホームふるさと」との連携により、高齢者にとつ

て、より安心な住環境を実現する。

● ふるさとキッズ（公益事業）

1. 働きながら安心して乳幼児を預けられる事業所内保育所として開設したが、新たな託児がなく、園児がゼロとなるためしばらくの期間休園とする。

3. サービスの質

1. 社会福祉法人の使命は「社会、地域における福祉の発展・充実」である。多様な福祉課題に柔軟かつ主体的な「利用者本位」のサービスを提供する。
2. 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築、人材育成等に取り組みサービスの質向上に努める。
3. サービスの質の向上と人材育成の一環として資格の取得奨励や専門研修の受講を支援し、サービスに対する客観的エビデンスを確立する。

4. 介護事業の経営上の課題

1. シニアライフサポートセンターの稼働率を高め、経営安定化を目指す。
2. 特別養護老人ホームの稼働率を限りなく100パーセントに近づける努力をする。そのためには、家族、協力病院との連携により「入院日数」の減少をはかる。また常に入居待機者を把握し、スムーズな入退所に心がける。
3. 介護保険対象者へのショートステイ活用を推進するとともに、介護保険制度を有効活用した安定的な運営を心がける。
4. グループホームの安定した入居状態を維持し、入居者においては入院率を極力下げる。入居待機者にはその他の福祉サービスの提供により利用者家族の介護負担の軽減をはかる。
5. 居宅介護支援事業においては、地域における福祉ニーズの情報収集に努め、適切なケアマネジメントによるサービス援助を行う。
6. 西海市の地域包括ケアシステムにおいて、当法人の有する機能・役割をもって積極的に関わっていくべく調査・研究を行う。

平成 28 年度 事業計画書

(特別養護老人ホームふるさと・短期入所生活介護)

1 基本方針

介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、新施設のユニットケアを生活の場として、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

施設は、地域や安定した経営体制を確立するとともに、地域における介護保険施設、その他の福祉、医療サービス機関と密接な連携に努め、その中核的機関として質の高い介護サービスを提供するものとする。

2 介護サービス目標

- (1) 利用者が日々の生活を「生き生き、にこにこ」と暮らせるように、必要な介護と安心感を持っていただく。
- (2) 認知症に対しての、正しい理解と、人権を尊重し、受容する事に努める。
- (3) 職員は、日々積極的に「生き生き、きびきび」と活動し、利用者の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等、わずかな可能性をも大きな目標とし、利用者の意志にそった「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成し、自立への援助を惜しまぬこと。
*職員は、それぞれの職務において「思いやり」と「共助共援」の心をもって、あたたかく利用者に接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」ある余生がおくれるようにしていただく。
*終末ケア（看取りケア）においては、「看取りに関する指針」に基づき出来る限りの援助につとめ、安らかな終末をむかえていただく。
*職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の利用者のよりよい介護サービスに努力する。
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないよう努める。（利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除く。平13老発155）
- (5) 人権擁護、虐待防止等のため、職員の知識の向上と環境の整備に努める。

3 利用者の処遇内容

- (1) 日常生活面での配慮
居室の整備
*個々のプライバシーを守る。

*利用者の私物・所持品を可能な限り認め、これを身近におくことで、安心感を持っていただく。

*身近の整理整頓・臭気排除のため換気・通風等に留意する。

衣類

*常に清潔保持に配慮する。

利用者の要望に応じて選択出来るように、必要時にショッピングを楽しんでいただく。

*四季折々、衣替えの時期には家族に協力を依頼し、面会を兼ねて、衣類の整理、衣裳ケースの整頓を利用者と一緒に行なっていただく。

(2) 食事

*利用者の希望や食習慣を加味し、健康保持のために管理栄養士の献立表をもとに、給食委員会にて更に検討を加え、四季折々の新鮮な野菜・果物・鮮魚等、季節にさきがけて提供し、食生活にうるおいを持たせ、郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらす等留意する。

*管理栄養士による各利用者の「栄養ケア計画（栄養ケアプラン）」の策定、計画に基づく栄養管理や定期的な評価、見直しといった一連のプロセスを行う栄養ケアマネジメントを実施する。また、主治医の医療管理のもと病状に即した療養食や経管栄養食等の提供を行なう。

*行事食では、毎月の誕生会・お楽しみ献立（バイキング）等の会食を通じてお互いの「ふれあい」を一層深めていただく。

*毎日、離床して各ユニットで食事ができるよう、また、準備から後片付けなども楽しみながら行えるように支援する。

*嗜好調査を年2回実施し献立に取り入れる。

(3) 介護・介助

*排せつ・食事・入浴・衣類の着脱・身辺整理・私物の管理・歩行等あらゆる生活面において職員は、利用者の身体上・精神上の支えとなり、少しでも自立できるように常に専門的知識・技術を研修し学びながら利用者と共に努力する。

*褥瘡が発生しないように適切な介護を行なうとともに、その発生を予防する体制を整備する。

(4) 災害対策

*防災・防火設備の点検励行、月1回の避難訓練、年2回の総合訓練を実施すると共に、夜間における緊急出動訓練、並びに避難訓練を随時実施する。また、地元関係者との防災対策懇談会を設け、協力体制の確立を計る。

*夜勤者4名、管理宿直1名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。

*非常災害時に備えての非常食や生活必需品を備蓄する

(5) 保健医療

保健衛生

*利用者の健康状態の把握、環境整備、衛生管理を徹底する。利用者、職員は、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」及び「感染症対策マニュアル」に基づき、感染予防に努める。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等実施するなど細心の注意を図る。

*利用者は年1回の健康診断（結核健康診断）とインフルエンザ等の予防接種を行なう。

疾病の治療

*嘱託医の定期検診（週1回）を行い、必要に応じ随時往診し、状態によっては専門医へ診療または入院もなされる。

看護師

*医師の指示により、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等行う。

*急性期、夜間体制や看取りケアについては、必要に応じて協力医療機関などと連携をはかり必要な処置を行う。

*利用者の必要に応じ、嘱託医の指示の下、所定の研修の基づき看護職員・看護職員協働による経管栄養・口腔内吸引を実施する。

機能回復訓練

*機能回復訓練指導員により、各利用者の「個別機能訓練計画書」作成し、各種の物理療法と訓練を行い、残存機能の維持向上をはかる。又、日常生活基本的動作訓練、作業療法を行い在宅復帰に向けての自立を支援する。

(6) 趣味活動・レクリエーション

*「生きがい」対策として、各クラブ活動（絵画・手芸・カラオケ・園芸など）および楽しいレクリエーション等の支援を行い、個々の趣味活動をひろげ積極的参加を呼びかける。

*地域での諸行事等に積極的に参加し、レクリエーション活動として郷里めぐり、ドライブを行い外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。

*教養講座の一つとして、町内外の6ヶ寺に月一回のご法話を依頼し教養を深めていただく。

4 ホームの管理と生活環境の充実

*予算の適正な執行に努める。

- *利用者の財産管理、文書、諸帳簿の整理保管、建物、設備等の保守、点検、修理、改善につとめ、明るい生活環境の維持充実をはかる。

5 職員の研修

- *社会の動き、多様化するニーズに応え、よりよい処遇をめざして職員の専門的知識の吸収、資質向上のために一層の努力をする。
- *施設内における研修はもとより、各種の施設外研修会への積極的に参加し専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。
- *新規採用職員については、「新任職員マニュアル」に基づき、福祉従事者としての基礎的教育を行なう。
- *介護技術の向上にむけて知識・技術習得のため、毎月、全職員の定例研修会及び随時、各専門委員会を組織し、それぞれ研修・教育を実施する。
- *就業規則第44条から第49条に基づき、職員の安全及び衛生、労働災害の防止、健康の保持増進に寄与するため「安全衛生管理規定」を定め、「安全衛生計画」を作成し、職場における安全と健康の確保、快適な職場環境を推進する。
- *同法人事業所間の交流（合同）研修及び人事異動を実施し、職務の活性化を促進する。また、昨年度に引き続き外部講師を招いて管理職・リーダー職のスキルアップ研修に、サブリーダー職研修を加え、更なる組織力向上を目指す。

6 地域との連携

- *利用者の介護サービス向上のために、施設を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて、地域住民との交流をはかり、その中で、利用者自身が、社会の一員である事を自覚し、生活の自立支援を促進するよう配慮する。
- *地域福祉、在宅福祉の向上のために、専門的機能を有する施設は、地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放して、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

7 ボランティアや実習生の受け入れ

- *ボランティアを積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。
- *大学、専門学校、訪問介護員、資格取得等のための介護実習の積極的な受け

入れをし、将来の社会福祉従事者育成及び社会貢献に協力する。

8 家族通信

*利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で通信をおこなうとともに『ふるさとだより』を発行して利用者の生活状況等を周知し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

9 家族会

*利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加を呼びかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

10 苦情解決委員会

*社会福祉法第82条にもとづく「苦情解決委員会」や苦情受付のための「意見箱」を設置し、利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応する。

11 事故防止委員会

*介護事故発生の防止及び再発防止のため「事故防止委員会」を設置し、安全対策の検討と徹底に努める

12 身体拘束廃止委員会

*介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、利用者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、利用者の人権を侵すような（身体的、精神的、社会的）拘束は行なわないものとし、その為「身体拘束廃止委員会」を設置し随時、対応、廃止に向けて改善に努める。

13 衛生委員会

*「安全衛生管理計画」に基づき「衛生管理委員会」を設置し、労働災害の防止と職員の健康保持増進を図る。

14 感染対策委員会

*「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」に基づき「感染対策委員会」設置し、利用者の安全管理、感染症の予防と発生時の対応を行う。

15 入所検討委員会

*「指定介護老人福祉施設入所指針」のとおり、「入所検討委員会」を設置し、入所決定過程の透明性・公平性を確保する。（介護保険法第88条三項）

1.6 第三者評価の受審

*公平中立な第三者機関による「第三者評価」を受審し、客観的かつ専門的立場からの評価をサービスの質の向上に活かす。

1.7 その他

*生活困窮者に対して、利用者の申し出により社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を実施するものとする。

平成28年度事業計画書

(グループホームふるさと・第2グループホームふるさと)

1. 基本方針

現在国が進める「地域包括ケアシステム」における重点施策の一つに認知症ケアの強化が挙げられているように、グループホームには今後さらに認知症ケアの専門性を地域に還元することが求められている。

認知症ケアを実践する社会資源として、行政・地域と連携し、地域の交流拠点となりながら、さまざまな福祉ニーズに応えられる施設運営に努める。

また、老人福祉法の理念に基づき、利用者個々の人格を尊重し、「一日一日を大切に」生活していただけるよう、法人の経営理念である「和」のもと「思いやり」と「共助共援」の心をもって業務を遂行する。

2. 介護サービス目標

- (1) 利用者が日々の生活を「生き生き、にこにこ」と暮せるように、必要な介護と安心感を十分に持っていただく。
- (2) 認知症に対しての、正しい理解と、人権尊重を第一義とし、受容する事に努める。
- (3) 職員は、日々積極的に「生き生き、きびきび」と活動し、利用者の精神的機能の維持、健康増進、障害の回復等、わずかな可能性をも大きな目標とし、利用者の意志にそった「介護サービス計画」を作成し、自立への援助を惜しまぬこと。
 - * 職員は、それぞれの職務において「思いやり」と「共助共援」の心をもって、暖かく老人に接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を計り、「生きがい」ある余生がおくれるようにしていただく。
 - * 介護の終末においては、出来る限りの援助につとめ、安らかな終末をむかえていただく。
 - * 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の老人のよりよい介護サービスに努力する。
- (4) 身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。(利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除く。平13老発155)

3. 利用者へのサービス内容

(1) 日常生活面での配慮

(イ) 居室の整備

- * 個々のプライバシーを守る。
- * 利用者の私物・所持品を可能な限り認め、これを身近におくことで、安心感を持っていただく。
- * 身近の整理整頓・臭気排除のため換気・通風等に留意する。

(ロ) 衣類

- * 常に清潔に、身綺麗にしていだけるよう配慮する。
- * 利用者の要望に応じて選択出来るように、定期的に外部へ買い物をおこなう。
- * 四季折々、衣替えの時期にはご家族に極力協力を依頼し、面会を兼ねて、衣類の整理、衣裳ケースの整頓を利用者と一緒に行なっていただく。

(ハ) 食事

- * 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。カロリー、栄養のバランスを考慮した献立表をもとに、給食委員会にて更に検討を加え、四季折々の新鮮な野菜・果物・鮮魚等、季節にさきがけて供し、食生活にうるおいを持たせ、また個々の症状に応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらす等留意する。
- * 行事食ではバイキングや模擬店等催し、お互いの「ふれあい」を一層深めていただく。
- * 毎日の食事も場所・環境の設定に変化を持たせ、楽しい食事出来るように配慮する。
- * 嗜好調査を年2回以上実施し献立に取り入れる。

(ニ) 介護・介助

排せつ・食事・入浴・衣類の着脱・身辺整理・私物の管理・歩行等あらゆる生活面において、利用者の身体上・精神上の支えとなり、職員は自立支援に必要な専門的知識・技術を研修し、常に学びながら利用者と共に努力する。

(ホ) 災害対策

- * 防災・防火設備の点検励行、月1回の避難訓練、年2回の総合訓練を実施すると共に、夜間における緊急出動訓練、並びに避難訓練を随時実施する。また、地元関係者との防災災害懇談会を設け、協力体制の確立を計る
- * 基準を上回る夜勤者2名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。

(2) 保健医療

(イ) 保健衛生

- * 利用者の健康状態の把握、環境整備、また介護時の手洗等の清潔動作の遵守、特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意をする。

- * 利用者および職員は、感染症マニュアルに基づき感染症予防に努める。
- * 健康教室を年2回以上実施する。
- * 職員の健康管理には充分留意する。

(ロ) 疾病の治療

協力医院による定期往診（2週に1回）を行い、必要に応じ随時外来受信・往診を依頼し、状態によっては専門医への診療または入院もなされる。

(ハ) 医療連携体制

医療連携体制加算にもとづき看護師を配置。毎週一回の状態観察を基に主治医と連携して、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等行なう。

(ニ) 機能回復訓練

医療残存機能の維持向上と認知症の維持緩和を図るために、日常生活基本的動作訓練（生活リハビリ）、作業療法（おしぼりやエプロンたたみ、野菜の皮むき等）、を行う。

(3) 趣味活動・レクリエーション

- (イ) 「生きがい」対策として、各クラブ活動（書道・絵画、生花・手芸・カラオケ・雑巾縫いなど）および楽しいレクリエーション等の支援を行い、個々の趣味活動をひろげ（自由選択）積極的参加を呼びかける。
- (ロ) 地域での諸行事等に大いに参加し、レクリエーション活動として郷里めぐり、ドライブを行い外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。
- (ハ) 教養講座の一つとして、町内外の6ヶ寺に月一回のご法話を依頼し、教養を深めていただく。

4. ホームの管理と生活環境の充実

- (イ) 予算の適正な執行に努める。
- (ロ) 利用者の財産管理、文書、諸帳簿の整理保管、建物、設備等の保守、点検、修理、改善につとめ、明るい生活環境の維持充実をはかる。

5. 職員の研修

- (イ) 社会の動き、多様化するニーズに応えるよりよいケアの提供をめざし、職員の専門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修制度を導入する。
- (ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身に

つけ教養を深める。

(ハ) 職務のマネリ化を防ぐ意味において、同法人事業所間内の人事異動を実施し、常に新鮮な職場であるように心がける。

(ニ) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

6. 地域との連携

(イ) 地域密着型サービスとして～

施設を地域社会に解放し、様々な機会を通じて、地域や地域住民との交流をはかり、その中で、利用者自身が、社会の一員である事を自覚し、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

(ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～

専門的機能を有する施設は、地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放して、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

7. 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

8. ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

9. 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供をおこなうとともに「ふるさとだより（年4回）」及び「グループホームだより（各事業所・毎月）」を発行して利用者の生活状況等を周知し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

10. 家族会

利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加を呼びかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

1 1. 苦情解決委員会

社会福祉法第82条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

1 2. 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止する為、事故防止委員会を設置する。

1 3. グループホーム自己評価

グループホームサービス評価項目にもとづき年に1回、自己評価を実施する。

1 4. グループホーム外部評価

年に1回、基本情報を公開しかつ指定団体による外部評価の調査を受ける。グループホームのサービス提供内容と利用者の生活環境の点検と講評を受ける。

平成28年度事業計画

(小規模多機能ホーム ふるさと)

1 小規模多機能ホームふるさと 援助目標

援助を必要とするご利用者が、住み慣れた自宅、地域でつながりのある人々とともに、在宅で暮らし続ける事が出来るように、ご利用者またその家族のさまざまなニーズを柔軟に組み合わせた援助を行い、地域に愛される事業所を目指す。

2 事業の目的

要介護・要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

3 運営方針

- 1 本事業所において提供する小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、その人らしく、地域の中で、安心して在宅生活が送れるように、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別に「小規模多機能居宅介護計画」を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 職員は、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法等について、わかりやすく説明をする。
- 4 職員は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 職員は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 本事業所は、地域密着型サービスとして、併設の認知症対応型共同生活介護事業所と連携して、地域に根ざしたサービスを提供する。

4 介護サービス目標

- 1 利用者が日常生活を「生き生き、にこにこ」と暮らせるように必要な介護と安心感を持っていただくように援助する。
- 2 利用者の正しい理解と、人権尊重を第一主義とし、受容する事に努める。

- 3 職員は、日々積極的に「生き生き・きびきび」と活動し、利用者の心身機能の維持、機能回復等を目標とし、利用者・家族の意志に添った「介護計画」を作成し、利用者の日々の様態・希望を勘案し適時適切な援助に自立への援助を惜しまない。
- * 職員は職務に置いて「思いやり」と「共助共援」の心をもって、暖かく利用者へ接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を計り、「生きがい」ある生活がおくれるようにする。
 - * 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の利用者のよりよい介護サービスに努力する。
- 4 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。(利用者の生命又は身体を保護する為に緊急やむをえない場合を除く。平 13 老発 155)

5 利用者へのサービス内容

(1) 日常生活面での配慮

(イ) 食事

- * 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。管理栄養士のカロリー計算された栄養バランスを考慮した献立表をもとに、四季折々の新鮮な野菜・くだもの・鮮魚等、季節に感じた食事出来るようにする。又、個々の状態に応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらしたものを提供する。
- * 食事の場所・環境の設定にも変化を持たせ、楽しい食事出来るように配慮する。
- * 食事時間は利用者の状況に合わせて、適時適温の食事を提供する。
- * 在宅での食事支援については、本人・家族の希望をうかがい、自宅のキッチンにて、その都度準備を行なう。
- * 併設する認知症対応型生活介護事業所や特別養護老人ホームと一緒に行事食ではバイキング食等にて、お互いに「ふれあい」を深める。

(ロ) 介護・介助

- * 通い・訪問時・泊りのすべて利用者に対して、排せつ・食事・入浴・更衣の着脱・部屋の掃除や移乗・移動等生活面すべてにおいて、利用者の身体上・精神上の支えとなり、自立支援に必要な専門的知識・技術で利用者の支援を行う。

(ハ) 災害対策

- * 防災・防火設備の点検励行、施設内での避難訓練等月 1 回は実施する。又、在宅訪問時はガス・電気設備等の点検を行い、火災等が起こらないよう確

認する。

- * 夜間・深夜に置いては夜勤者1名・宿直者1名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。又、併設する認知症対応型生活施設との連携協力体制を作り、有事の際には一致協力し安全に努める。
- * 地域住民の皆様への協力依頼として、関係各種団体等との防災懇談会を年1回、法人内全事業所で行う。

(2) 保健医療

(イ) 保健衛生

- * 利用者の健康状態の把握、環境整備、又介護時の手洗い等の清潔動作の遵守特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意をする。
- * 利用者および職員は、感染症マニュアルに基づき感染予防に努める。
- * 健康教室を年2回実施する。
- * 職員の健康管理には充分留意する。

(ロ) 疾病の治療

- * 必要に応じて随時外来受診・往診の依頼をかかりつけ医へ行き、看護師より状態報告を行う。又、状態によっては専門医への診察、協力病院への入院もなされる。

(ハ) 機能回復訓練

心身の機能維持向上のために、日常生活動作訓練（生活リハビリ）、作業療法（指先を使った作業等、野菜の皮むき、洗濯物たたみ）の訓練後には、電気治療器を使っての痛みの緩和をする。

(3) 趣味・レクリエーション活動

- (イ) 利用者の「生きがい」対策として、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた多様な活動を支援する。
- (ロ) 郷里めぐりやドライブ、買物等の外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。又地域で行われる諸行事等への参加も積極的に行う。

6 施設管理と生活環境の充実

- (イ) 予算の適切な執行に努める
- (ロ) 利用者への文書、諸帳簿の整理保管、建物、設備等の保守、点検、修理改善に努め、明るい生活環境の充実に努める。

7 職員研修

- (イ) 社会の動き、多様なニーズに応えるよりよいケアの提供を目指し、職員の専

門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修制度を導入する

- (ロ) 事業所における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞を広め、豊かな知識を身につけ教養を深める。
 - (ハ) 職務のマネリ化を防ぐ意味において、同法人内事業所での人事異動を実施し、常に新鮮な職場であるように心がける。
- (二) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

8 地域との連携

- (イ) 地域密着型サービスとして

事業所を地域へ開放し、様々な機会を通じて、地域や地域住民との交流をはかり、その中で利用者自身が社会の一員である事を自覚し、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

- (ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために

専門的機能を有する事業所は、地域社会の大切な福祉資源であり、これを地域に広く開放して、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等との連携を取りながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

9 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

10 ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的な受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに、事業所の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

11 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供をおこなうとともに、法人事業所で発行している「ふるさとだより」にて、事業所内での生活状況等を周知し、かつ家族と事業所との連帯感を深める。

12 苦情解決委員会

社会福祉法第 82 条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

13 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止する為、事故防止委員会を設置する。

14 小規模多機能居宅自己評価

小規模多機能居宅評価項目にもとづき年に 1 回、自己評価を実施する。

15 小規模多機能居宅外部評価

自己評価の内容を西海市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議で報告し、サービス提供内容と利用者の生活環境の点検及び講評を受けた上、公表する。

平成28年度事業計画書

(居宅介護支援センターふるさと)

1 基本方針

居宅支援事業者は、在宅で生活している利用者のケアプラン（居宅サービス計画）を介護支援専門員（ケアマネージャー）が、ご本人やご家族のご希望を伺いながら、その人らしい生活がおくれるよう支援する。また、各事業者が利用者に対して安全かつ安定した介護サービスを提供しているかを確認し、介護や支援を必要とする利用者へ保健・医療・福祉サービスなどが適切に受けられるよう支援する。

2 サービス目標

(イ) 居宅サービス計画の作成

介護サービス利用者の意向を聞き、実際のサービスを行う市町村や居宅介護支援事業者、施設事業者・医療関係者等との間を連絡調整しながら、本人に合ったケアプランの作成をおこなう。

(ロ) 要介護認定申請の代行、認定調査の実施。

(ハ) 福祉サービス利用申し込みの申請代行等の実施。

(ニ) 介護保険制度の説明。

(ホ) 介護に関する身近な相談の応対

(ヘ) 毎月在宅を訪問し、利用者・家族へのモニタリングを行い、評価を行いプランの検討を実施する。

3 事業所の管理体制

(イ) 予算の適正な執行に努める。

(ロ) 利用者の個人情報の管理、文書、諸帳簿の整理保管に留意する。

4 職員の研修

(イ) 社会の動き、多様化するニーズに応え、よりよい処遇をめざして職員の専門的知識の吸収、資質向上のために一層の努力をする。

(ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。

(ハ) 長崎県・西海市介護支援専門員連絡協議会へ入会し、他事業所との意見交換等を行い、介護保険制度等の改正情報をいち早く入手し、事業内の研修を行い知識を共有する。

- (二) 法人内介護支援専門員の質の向上と連携を深める為に、月1回の研修会を開催して情報共有を図ります。

5 地域との連携

- (イ) 利用者へのサービス向上のために～

事業所を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて、地域住民との交流をはかり、その中で、利用者自身が、社会の一員である事を自覚し、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

- (ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～

専門的機能を有する事業所は、地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放して、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

- (ハ) 社会福祉法人の地域貢献について

地域ケア会議へ積極的に参加し、法人ふるさとの有する機能を今まで以上に、地域住民に理解して頂き、「住み慣れた町」で老後を安心して暮らせるように支援いたします。

又、社会貢献活動として、生計困難者への心理的不安の軽減や公的な制度やサービス等への橋渡しを、他の法人と連携を密にとり相談・支援事業を実施いたします。